

別記第三号様式中
 「氏名
記名押印
又は署名」を「氏名」に改める。

別記第四号様式表面中「記名押印又は署名」を削る。

別記第五号様式中「(記名押印又は署名)」を削り、同様式注第二号、第四号及び第五号中「記入」を「記載」に改める。

別記第六号様式中
 「氏名
記名押印
又は署名」を「氏名」に改める。

別記第六号様式の二及び別記第六号様式の三中「記名押印又は署名」を削る。

別記第六号様式の五中「記名押印又は署名」を削り、同様式注第二号中「わかる」を「分かる」に改める。

別記第六号様式の六中「記名押印又は署名」を削る。

別記第六号様式の七中「記名押印又は署名」を削り、同様式裏面注第五号中「うえ」を「上」に改める。

別記第六号様式の八から別記第十一号様式までの規定中「記名押印又は署名」を削る。

別記第十一号様式の二表面中「記名押印又は署名」を削り、同様式裏面注第二号中「記入」を「記載」に改め、「うえ」を「上」に改め、同様式裏面注第五号及び第六号中「記入」を「記載」に改め、同様式裏面注第十号中「こと」を「こと。」に改める。

別記第十一号様式の三中「記名押印又は署名」を削る。

別記第十二号様式表面中「記名押印又は署名」及び「明・大・田・平」を削る。

別記第十三号様式表面中「記名押印又は署名」及び「明・大・田・平」を削る。

別記第十四号様式表面中「記名押印又は署名」及び「明・大・田・平」を削り、「を従事」を「に従事」に改め、同様式裏面中「記入」を「記載」に改める。

別記第十五号様式表面中「記名押印又は署名」及び「明・大・田・平」を削り、同様式裏面注第三号中「記入」を「記載」に改め、同様式裏面注第四号中「はり付け」を「貼り付け」に改め、「氏名」を「氏名」に改める。

別記第十七号様式中「記名押印又は署名」を削る。

別記第十八号様式中「記名押印又は署名」を削り、「あけて」を「繕けて」に改め、「その内容」を「その内容」に改め、「給餌施設」を「給餌施設」に改め、「探餌」を「探餌」に改め、「指揮」を「指揮し、又は」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現行この規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百八十四号

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則(平成五年岐阜県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「平成二十六年一月一日以後の期間」としては、を「当該期間のうち平成二十六年一月一日から令和二年十二月三十一日までの期間」としては、を「租税特別措置法を「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)による改正前の租税特別措置法」に、「場合は、」を「場合は、」に改め、「年七・三パーセントの割合を計算した割合」の下に、「令和三年一月一日以後の期間」として当該期間の属する年度の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合に年一パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」を加える。

別記第一号様式中「印」を削り、同様式裏面記載上の注意第一号中「印

で記入)を「、
学科まで記載」に改め、同様が裏面記載上の注意第二号中「い
ずれか」を「、いずれか」に改める。

別記第二号様式中「㊸」を削る。

別記第四号様式中「横いすず」を「横いすず。」に改め、「㊸」を削る。

別記第七号様式中「㊸」を削り、同様が記載上の注意第一号中「、半年賦」を「又は
半年賦」に改め、同様が記載上の注意第二号中「記入」を「記載」に改める。

別記第八号様式中「㊸」を削り、同様が記載上の注意第一号中「、月賦、半年賦の場
合は」を「月賦又は半年賦の場合に、」に改め、同様が記載上の注意第二号中「、第1
回」を「第1回、」に「記入」を「記載」に改める。

別記第九号様式中「㊸」を削り、同様が記載上の注意第四号中「すべて記入」を「全
て記載」に改める。

別記第十一号様式中「㊸」を削り、同様が記載上の注意第五号中「変更を」を「変更
が」に改め、同様が記載上の注意第六号中「記載」を「記載」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県有自動車管理規程(昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号)の一部を次のように
改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第五号様式中「管理者認印」を「管理者確認」及び「安全運転管理者認印」を
「安全運転管理者確認」及び「副安全運転管理者認印」を「副安全運転管理者確認」に改
める。

別記第三号様式中「甲」を削る。

別記第五号様式表面中「甲」を削り、同様式裏面中「こう配」を「勾配」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社